

整理番号						
		3				

高等学校における障害のある生徒の社会への円滑な移行に向けた進路指導と連携の進め方等に関する研究
「発達障害等のある生徒の進路先(大学)に対する調査」へのご協力をお願い

調査の目的

高等学校に在籍していた発達障害等のある生徒の卒業後の進路先となる「大学や企業における支援の状況と課題」、また、課題解決に向け、「大学や企業が高等学校に期待する進路指導の取組」について把握することを目的としています。このうち、本調査票は、大学を対象としたものになります。
 調査結果は、発達障害等のある生徒の進路指導に役立てる資料となるよう活用させていただきます。

回答をお願いしたい方

本調査は、貴学の障害学生支援室、学生相談室、キャリアセンターといった、障害やその疑いのある学生の支援を行っている部署に回答をお願いしています(調査用紙は各部署に送付しています)。本調査への回答につきましては、各部署で最も実態を把握している方1名をお願いいたします。

調査の倫理的配慮について

- (1)本調査の回答は任意です。設問をご一読の上、調査協力についてご検討ください。
- (2)本調査は発達障害等のある生徒の進路指導と連携の進め方を検討するため、進学先の状況を把握するものであり、大学の取組を評価することを目的に実施するものではありません。
- (3)本調査では、自由記述欄を設けておりますが、個人情報を探るものではありません。ご記入に当たっては個人情報を含まないように、ご留意いただけますと幸いです。
- (4)本調査の実施に当たっては、守秘義務を厳守いたします。また、回答データは当研究所の規定に基づいて適切に管理・破棄します。
- (5)本調査の成果は報告書として公表すると共に、学会等でも公表を予定していますが、回答データは統計的に処理しますので、機関や回答事例の特定につながる公表は行いません。
- (6)調査協力は自由意思によるもので、途中で回答をやめることもできます。また、回答されなくても不利益が生じることはありません。調査票の回答及び返送(送信)をもって、調査への同意を得たものと致します。

本調査における障害の定義

本調査における**障害の定義**については、**調査票の最後のページ**に示しております。回答の際にご参照ください。

回答・返送について *可能な範囲でのご回答・返送でも結構です。何卒ご意見をお聞かせください。

令和4(2022)年1月31日(月)までに、同封の返信用封筒にて返信、もしくは次の URL からご回答願います。 http://www.nise.go.jp/nc/study/intro_res/j_survey6

問い合わせ先: 調査についてご不明なことがありましたら、お手数ですが下記までお問い合わせください。

独立行政法人国立特別支援教育総合研究所 重点課題研究進路チーム

担 当: 伊藤、榎本、坂本(3名で対応) メールアドレス: j-shinro-r@nise.go.jp

1. 貴学、貴部署、ご回答者についてお尋ねします。

設問1は全ての方にご回答をお願いします。

(1)～(4)は貴学について、(5)～(8)は貴部署について、(9)～(11)はご回答者についておたずねします。

【大学について】

(1) 設置形態をお答えください（1つ選び数字に✓をつけてください。）

1	国立	2	公立	3	私立
---	----	---	----	---	----

(2) 該当する課程の有無をお答えください（1と2については、両方とも該当する場合は、両方に✓をつけてください。）

1	特別支援学校教諭免許状を取得するための課程を有する	2	社会福祉関係資格（社会福祉士、精神保健福祉士）を取得するための課程を有する	3	どちらの課程も有していない
---	---------------------------	---	---------------------------------------	---	---------------

(3) 前年度の卒業者数（1つ選び数字に✓をつけてください。）

1	200 人未満	2	200～499 人	3	500～999 人
4	1,000～1,999 人	5	2,000 人以上		

(4) 障害のある学生の支援を行っている部署等（該当する全ての数字に✓をつけてください。「その他」の場合は✓をつけたうえで、その内容をご記入ください。）

1	障害学生支援室	2	学生相談室	3	キャリアセンター
4	保健管理センター	5	学務課	6	教員や職員が個別に実施
7	1から4を含む総合的なセンターを設置	8	その他:		

【貴部署について】

(5) 回答者が支援を行っている部署（該当するものを1つ選び数字に✓をつけてください。「その他」の場合は✓をつけたうえで、その内容をご記入ください。）

1	障害学生支援室	2	学生相談室	3	キャリアセンター	4	その他:
---	---------	---	-------	---	----------	---	------

(6) 貴部署で約3年間(令和元年度～現在まで)に支援していたことがある障害のある学生(診断・判定あり)の障害種について、該当する全ての数字に✓をつけてください。

1	視覚障害	2	聴覚障害	3	肢体不自由	4	病弱・虚弱	5	知的障害
6	LD	7	ADHD	8	ASD	9	精神障害		

(7) 貴部署で約3年間(令和元年度～現在まで)に支援していたことがある学生のうち、診断・判定は確認していないが、障害が疑われた学生の有無と障害特性について、巻末の障害の定義を参照の上、該当する全ての数字に✓をつけてください。

1	視覚障害	2	聴覚障害	3	肢体不自由	4	病弱・虚弱	5	知的障害
6	LD	7	ADHD	8	ASD	9	精神障害		

- (8) 貴部署と高等学校及び高等学校以外(特別支援学校)との連携について、1)実績のあるものを全て選び数字に✓をつけてください。「その他」の場合は✓をつけたうえで、その内容をご記入ください。そのうえで、2)連携実績がある内容について、該当する障害種全てに✓をつけてください。なお、判断に迷う場合は巻末の定義をご参照ください。

※視覚障害→視、聴覚障害→聴、肢体不自由→肢、病弱・虚弱→病、知的障害→知、発達障害→発、精神障害→精

高等学校と連携実績のある学生の障害種								
連携の内容		障害種(回答欄)						
1	個別の教育支援計画の引継ぎ	視	聴	肢	病	知	発	精
2	入学前に高等学校から支援に関する文書での申し送り	視	聴	肢	病	知	発	精
3	入学前に高等学校からの支援に関する口頭での申し送り	視	聴	肢	病	知	発	精
4	大学入試での配慮に関する相談	視	聴	肢	病	知	発	精
5	入学後に大学から高等学校への情報提供の依頼	視	聴	肢	病	知	発	精
6	実施していない							
7	その他:							

特別支援学校と連携実績のある学生の障害種								
連携の内容		障害種(回答欄)						
1	個別の教育支援計画の引継ぎ	視	聴	肢	病	知	発	精
2	入学前に特別支援学校から支援に関する文書での申し送り	視	聴	肢	病	知	発	精
3	入学前に特別支援学校からの支援に関する口頭での申し送り	視	聴	肢	病	知	発	精
4	大学入試での配慮に関する相談	視	聴	肢	病	知	発	精
5	入学後に大学から特別支援学校への情報提供の依頼	視	聴	肢	病	知	発	精
6	大学では実施していない							
7	その他:							

【ご回答者について】

- (9) 回答者ご自身が直接的な支援を行った経験の「ある」障害のある学生の障害種をお答えください。(該当する障害種を全て選び数字に✓をつけてください。)

1	視覚障害	2	聴覚障害	3	肢体不自由	4	病弱・虚弱	5	知的障害
6	LD	7	ADHD	8	ASD	9	精神障害	10	なし

- (10) 「ある」と回答した方は、現所属での障害のある学生への支援経験年数と、現所属以外の経験も含めた支援経験年数を数字でお答えください。(令和3年12月1日現在の状況をお書きください。)

現所属での支援経験年数		年		ヶ月
現所属以外の経験を含む支援経験年数		年		ヶ月

(11) これまでに障害児・者への支援について知識を身につけた機会についてお答えください。

1	大学等の授業	2	研修の受講	3	書籍	4	前所属機関での経験	5	同僚等によるアドバイス
6	その他:								

2. 障害のある学生の状況と貴部署で実施した支援・配慮についてお尋ねします。

設問2は、設問1－(9)で障害のある学生に対して直接的な支援の経験があるとよいと回答した方(いずれかの障害種に✓をつけた方)にご回答をお願いします。

約3年間(令和元年～現在)に、貴部署で支援を行った障害があるもしくは疑いのある学生のうち、学生生活への適応の困難度が高い、もしくは、高かった任意の1名(現在休学中の方や既に退学した人でも構いません。)を選び、以下の質問にお答えください。なお、発達障害のある学生とその他の障害のある学生の複数名が想起された場合には、発達障害の事例についてご回答ください

*事例の重複を避けるため、例えば、障害学生支援室で支援を受けている学生の場合、他の部署(キャリアセンター等)でも支援を受けていると思われる事例は、可能な限り避けていただきますようお願いいたします。

(1) 選んだ学生の障害種 (診断・判定がない場合は、巻末の定義を参照の上、障害特性に近いものをお答えください。)について、該当するものを選び数字に✓をつけてください。

1	視覚障害	2	聴覚障害	3	肢体不自由	4	病弱・虚弱	5	知的障害
6	LD	7	ADHD	8	ASD	9	精神障害		

(2) 選んだ学生の入学前の学校種を選び数字に✓をつけてください。

1	高等学校	2	特別支援学校高等部	3	高等専門学校
4	その他:	5	把握していない		

(3) 選んだ学生が貴部署の利用につながった年次について、該当するものを1つ選び数字に✓をつけてください。

1	1年次	2	2年次	3	3年次	4	4年次	5	把握していない
---	-----	---	-----	---	-----	---	-----	---	---------

(4) 選んだ学生の発達障害の診断・判定の有無、障害者手帳の取得状況および、本人の障害特性への気づきの有無について、該当するものを1つ選び数字に✓をつけてください。「その他」の場合は✓をつけたうえで、その内容をご記入ください。なお、1に✓をつけた場合、手帳の種類は、該当する全てに✓をつけてください。

1	診断・判定あり／手帳あり 手帳の種類 [①身体障害者手帳 ②療育手帳 ③ 精神障害者保健福祉手帳 ④ わからない]	2	診断・判定あり／手帳なし
3	診断・判定なし／本人の障害特性への気づきあり	4	診断・判定なし／本人の障害特性への気づきなし
5	その他:		

(5) 選んだ学生について、どの程度学校生活に「適応の困難さ」が生じていたか教えてください。非常に適応が困難な状況を「5」、あまり適応が困難でない状況を「1」とし、5段階でお答えください。（あてはまるものを1つ選び数字に✓をつけてください。）

適応の困難度が高い ←————→ 適応の困難度が低い				
5	4	3	2	1

(6) 選んだ学生に生じた「困難の状態像」として、以下の①～⑨の項目について、回答者から見て最も近いと思われる状態をお答えください。回答は、「4 かなりあてはまる」「3 あてはまる」「2 ややあてはまる」「1 あてはまらない」「X 把握していない」の中から、1つ選び数字または記号(X)に✓をつけてください。（※状態像に変遷があった場合は、最も支援が必要であった時期を思い浮かべてお答えください。）

また、4～2と回答した項目については、貴学で支援・配慮を行った実績があれば[A 欄]に、支援機関や家族が支援・配慮を行っているという情報を把握していれば[B欄]に、それぞれ✓をつけてください。

困難の状態像 例示		状態像の該当の程度		支援・配慮の実施	
		かなりあてはまる ←→ あてはまらない  把握していない		A 貴学	B 機関・家族
①	基本的な自己管理(日常生活や大学生活上の管理)をすることが難しい 健康管理ができない。生活リズムが管理できない。	4 - 3 - 2 - 1	X		
②	身だしなみを整えたり、場や状況に合った服装をしたりすることが難しい TPO に応じた対応が難しい。清潔を保ち、身だしなみを整えることが難しい。	4 - 3 - 2 - 1	X		
③	公共機関を一人で利用することが難しい バスや電車の乗り方が分からない。	4 - 3 - 2 - 1	X		
④	制度を理解し申請の手続きをすることが難しい 人に尋ねたりして手続きや申請を行うことができない(履修届など)。	4 - 3 - 2 - 1	X		
⑤	期待される対人マナーやルールを守ることが難しい 対人マナーやルールが守れない。場にふさわしい言動ができない。	4 - 3 - 2 - 1	X		
⑥	自分の特性を理解し概ね適切な自己評価をすることが難しい 自分の障害や症状を理解できていない。自己評価と現状の差が大きい。	4 - 3 - 2 - 1	X		
⑦	忍耐力が乏しい 上手くいかないことがあると諦めてしまい、取り組み続けることができない。	4 - 3 - 2 - 1	X		
⑧	メンタルの安定やストレスの解消方法を身につけることが難しい ストレスを感じやすく、影響を受けやすい。対人関係に不安がある。	4 - 3 - 2 - 1	X		
⑨	計画的に行動することが難しい 見通しを立てて行動できない。必要に応じて情報を取捨選択できない。	4 - 3 - 2 - 1	X		

困難の状態像 例示		状態像の該当の程度		支援・配慮 の実施	
		かなりあてはまる ←→ あてはまらない 	把握して いない	A 貴学	B 機関・ 家族
⑩	人間関係を築き、チームで活動することが難しい 同年代の仲間や年上の人(教員等)と人間関係を構築・維持できない。	4 - 3 - 2 - 1	X		
⑪	相手の意図を正しく理解することが難しい 具体的な内容でないと理解できない。相手の意図を推測することができない。	4 - 3 - 2 - 1	X		
⑫	自分の意志や考えを伝えることが難しい 相手に分かるように説明できない。報告・連絡・相談ができない。	4 - 3 - 2 - 1	X		
⑬	他者の意見や指摘を受け入れることが難しい 指摘に対して言い訳や正当化する。意見を素直に受け取れない。	4 - 3 - 2 - 1	X		
⑭	他者とストレスなく過ごすことが難しい 課業外の時間に周囲とのコミュニケーションがうまくとれない。	4 - 3 - 2 - 1	X		
⑮	他者に協力を求めたり働きかけたりすることが難しい 一人でやりきれない課題でも他人に協力を依頼できない。(レポートなど)	4 - 3 - 2 - 1	X		
⑯	ルールを理解し守ることが難しい 連絡なく遅刻や欠席をする。教室や食堂の使い方のルールが守れない。	4 - 3 - 2 - 1	X		
⑰	期待された通り作業や課題に取り組むことが難しい 未経験の事に取り組めない。提出物を期日までに提出できない(レポートなど)。	4 - 3 - 2 - 1	X		
⑱	順序だてて作業や課題に取り組むことが難しい 複数の課題があるときに優先順位がつけられない。	4 - 3 - 2 - 1	X		
⑲	指定された時間内に作業や課題を終えることが難しい 集中困難がある。気になることがあると課題に向き合えなくなる。	4 - 3 - 2 - 1	X		
⑳	作業や課題を遂行することが難しい 間違いがあっても気づけない(レポートなど)。	4 - 3 - 2 - 1	X		
㉑	一人で作業や課題に取り組むことが難しい 理解の困難さ、不器用などの理由で補助なしの課題遂行が困難。	4 - 3 - 2 - 1	X		
㉒	臨機応変に対応することが難しい 課題の内容や締切日の変更など、状況の変化に対応ができない(レポートなど)。	4 - 3 - 2 - 1	X		
㉓	自己の立場や役割を理解して行動することが難しい 自分に求められている役割を意識して行動することができない。	4 - 3 - 2 - 1	X		
㉔	主体的に行動することが難しい 自分の知らない事に対して自ら尋ねたり調べたりすることができない。	4 - 3 - 2 - 1	X		
㉕	物事の本質や原因を理解した上で課題に取り組むことが難しい 求められている課題の本質を理解して取り組むことが難しい。	4 - 3 - 2 - 1	X		

困難の状態像 例示		状態像の該当の程度		支援・配慮 の実施	
		かなりあてはまる ←→ あてはまらない 	把握して いない	A 貴学	B 機関・ 家族
②⑥	物事を前向きに考え取り組むことが難しい 未経験のことを成長のチャンスと考えて挑戦することが難しい。	4 - 3 - 2 - 1	X		
②⑦	新たな発想を実現させるための方法を考え、取り組むことが難しい 身の回りの問題について自分なりの考えを持って行動することが難しい。	4 - 3 - 2 - 1	X		
②⑧	自分の能力向上を目指して取り組むことが難しい 成長を目指して新しいことに取り組むことがない。自己研鑽への動機づけが弱い。	4 - 3 - 2 - 1	X		
②⑨	自分のキャリア形成について選択・決定することが難しい 将来設計がもてない。適切な求職活動ができない。	4 - 3 - 2 - 1	X		

(7) (6)①～②⑨「支援・配慮の実施」で「A 貴学」で実施したものに✓をつけたものから1つ選び(番号を欄に記入)
具体的な支援・配慮の概要をご回答ください。

番号	具体的な指導支援 (例) 学生の申し出を受け、合理的配慮の必要性を教員に伝えた。学生チューターを付けた。カウンセリングを行った。

(8) 選んだ学生について、本人の困難さが生じた背景要因の可能性として考えられるものがあれば、該当する全ての数字に✓をつけてください。

1	進学前の学校から情報の引継ぎが十分でなかった	2	支援機関の理解や支援が十分でなかった
3	保護者の理解や支援が十分でなかった	4	大学教員の理解や支援が十分でなかった
5	事務職員の理解や支援が十分でなかった	6	友人関係や交際相手の間でトラブルがあった
7	本人自身の理解が十分でなかった	8	考えられる課題はない
9	入学前までの支援が十分でなかった		
10	その他(差し支えなければその内容をご記入ください)		

(9) 選んだ学生の「現在の状況」について、該当するものを1つ選び数字に✓をつけてください。

1	支援を受けながら学生生活を継続している	2	支援を終了し学生生活を継続している
3	休学中である	4	退学した
5	把握していない		
6	その他(差し支えなければその内容をご記入ください)		

(10) 選んだ学生は、以下の①から⑤の項目について、高等学校段階(後期中等教育段階)までにどの程度支援が必要だったと考えますか。(該当するものを1つ選び数字に✓をつけてください。)

	かなり必要	必要	やや必要	必要とはいえない
①作業遂行に関する力を高める支援	4	3	2	1
②対人コミュニケーション力を高める支援	4	3	2	1
③基本的な生活力をつける支援	4	3	2	1
④自己理解を促す支援(障害理解を含む)	4	3	2	1
⑤メンタルの安定(ストレスの解消を含む)	4	3	2	1

3. 高等学校における進路指導への期待についてお尋ねします。(自由記述)

設問3は全ての方にご回答をお願いします。

現在、高等学校には障害のある生徒が在籍していますが、特別支援学校と高等学校では進路指導の状況が異なり、特に高等学校においては、障害のある生徒への進路指導の実績が少ない現状です。そのため、進路先がどのようなことを求めているのかを進路指導担当者が十分に把握できていないことが課題となっています。そこで、高等学校における、(1)障害のある生徒の進路指導に関する支援(本人の支援のほか、進路先や関係機関、保護者等との連携を含む)や、(2)高等学校から大学への引継ぎ(大学が求める情報、期待する申し送り方、連絡窓口となる部署の情報提供等)について期待することがありましたら、具体的な内容をお書きください。

回答は、①発達障害と②発達障害以外の障害に分けてご回答ください。

②の発達障害以外の障害については、障害種と併せてお答えください(例:〇〇障害については〇〇を期待する)。

	① 発達障害	② 視覚障害、聴覚障害、肢体不自由、病弱・虚弱、知的障害、精神障害 ※障害種と併せてお答えください
(1) 進路指導への期待		
(2) 大学への引継ぎへの期待		

4. その他

設問4は全ての方にご回答をお願いします。

本調査の結果と進路先機関(大学・企業)担当者へのヒアリングを基に、高等学校における発達障害等のある生徒の進路指導に役立ててもらうための実践ガイドを作成する予定です。そこで、今後ヒアリング調査にご協力いただけるかどうかおたずねいたします。ご協力いただける場合には、担当者様の連絡先もお知らせください。

(1) ヒアリング調査の協力について(該当するものを1つ選び数字に✓)

1	協力できる	2	協力は難しい
---	-------	---	--------

(2) 連絡先

お名前		部署名	
メールアドレス		電話番号	

調査は以上になります。お忙しいところご協力いただき大変ありがとうございました。

本調査における障害の定義

本調査でご回答をいただく障害について以下のように定義します。なお、発達障害については、発達障害者支援法において「自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能の障害であってその症状が通常低年齢において発現するものとして政令で定めるもの」と定義されており、本定義では学習障害(LD)、注意欠陥多動性障害(ADHD)、自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害(ASD)のそれぞれについて示しています。

視覚障害	・盲：視覚による教育が不可能または著しく困難で、主として触覚及び聴覚など、視覚以外の感覚を利用しての教育が必要な程度 ・弱視：視覚による教育は可能であるが、文字の拡大など教育上特別の配慮が必要な程度(視野障害や、明るいとこがまぶしく感じる羞明や暗いところが見えにくい夜盲等の明暗順応の障害を含む)
聴覚障害	・聾：両耳の聴力損失 60 デシベル以上、または補聴器等の使用によっても通常の話声を解することが不可能、または著しく困難な程度 ・難聴：両耳の聴力損失 60 デシベル未満、または補聴器を使用すれば通常の話声を解することが可能な程度
肢体不自由	上肢機能障害、下肢機能障害、上下肢機能障害、他の機能障害(体幹(胴体)に関する機能障害、体幹と上肢の機能障害、体幹と下肢の機能障害、体幹と上下肢の機能障害および運動の障害)
病弱・虚弱	・心臓機能障害、じん臓機能障害、呼吸器機能障害、ぼうこうまたは直腸の機能障害、小腸機能障害、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害、肝臓機能障害及び神経疾患、悪性新生物その他の疾患の状態が継続して医療または生活規制を必要とする程度のもので、医師の診断書がある者 ・身体虚弱の状態が継続して生活規制を必要とする程度のもので、医師の診断書がある者または、健康診断等において上記の障害があることが明らかになった者(てんかん、アトピー性皮膚炎、食物アレルギー、アナフィラキシー等で、身体虚弱の状態が継続して生活規制を必要とする者)
知的障害	一般に、同年齢の子供と比べて、「認知や言語などにかかわる知的機能」の発達に遅れが認められ、「他人との意思の交換、日常生活や社会生活、安全、仕事、余暇利用などについての適応能力」も不十分であり、特別な支援や配慮が必要な状態
LD	基本的には全般的な知的発達に遅れはないが、聞く、話す、読む、書く、計算する又は推論する能力のうち特定のものの習得と使用に著しい困難を示す様々な状態を指すもの
ADHD	年齢あるいは発達に不釣り合いな注意力、及び／又は衝動性、多動性を特徴とする行動の障害で、社会的な活動や学業の機能に支障をきたすもの
ASD	他人との社会的関係の形成の困難さ、興味や関心が狭く特定のものにこだわること等を特徴とする行動の障害
精神障害	以下の疾患が継続して医療または生活規制を必要とする程度のもので、医師の診断書がある者または、健康診断等において下記の障害があることが明らかになった者 ・統合失調症等：統合失調症、統合失調型障害及び妄想性障害等 ・気分障害：躁病エピソード、双極性感情障害、うつ病エピソード、反復性うつ病性障害、持続性気分(感情)障害等 ・神経症性障害：不安障害、強迫性障害(強迫神経症)、重度ストレスへの反応及び適応障害、解離性(転換性)障害、身体表現性障害、神経衰弱等 ・摂食障害、睡眠障害等……摂食障害、睡眠障害、依存を生じない物質の乱用等

* 発達障害の「診断がある」者とは、精神科医による医学的な診断がある者、「判定がある」者とは、診断はないが、過去に公的機関(児童相談所、療育センター、教育センター等)において発達障害が認められると指摘を受けたことがある、または、特別支援教育の制度を利用していた(「通級による指導」を受けていた、特別支援学級に在籍していた等)ことを、本人の申告や関係機関の引継ぎから把握している者としてします。